

皆さんの参加で

労働者協同組合法の制定を！！

実態調査にご協力下さい

ご存じのように「ワーカーズコレクティブ」や「労働者協同組合」と呼ばれる「働く人々の自主的企業」には法的な認知がなく、法人格を取得することができません。これらの団体が法人格を取得する場合、弥縫策として「企業組合」「株式会社」などの営利追求を前提とする企業スタイルを採用せざるを得ない状況です。しかし、これらの団体は非営利組織としてボランティアな労働に支えられながら、極めて公共性の高い仕事をしているのが実態です。それにも関わらず、法的な保護や認知がない為、事業展開の苦労があったり、社会的にも適切な評価を得られていないというのが実状です。このような状況を打開する為、日本労働者協同組合連合会などが法制化運動に取り組んでいます。私たち協同総合研究所もこの問題でシンポジウムや研究会を行ってきたところです。

研究所はこの「法制化」運動を研究機関として支援するため、来春までに「モデル定款の作成」「労働者協同組合法要綱」「労働者協同組合法（案）」を作成すべくプロジェクトを発足させました。関連する既存の協同組合の定款や法律が検討対象となることは勿論、ICA原則や各国法制も合わせて検討する予定です。その中では、当然「ワーカーズコープ」「ワーカーズコレクティブ」や「労働者協同組合」と呼ばれる「働く人々の自主的企業」の実践が基本的な前提となります。しかしながら、この当然の前提としなければならない実践の中身が十分に掴まれていません。そこで、研究所としてはできる限り多くの実態を把握し法案づくりに生かしてゆきたいと考えています。皆さんの経験を法案の中に反映させる為に是非次の要請にお答え下さるようお願いいたします。

- I 基本調査票を記入しご返送下さい。
- II 定款及び規約などのコピーを送って下さい。
- III 事業計画書、決算書のコピーを送って下さい。

以上の件に関してのご質問などありましたら、ご連絡下さい。

協同総合研究所
理事長 杉本時哉

〒169 東京都新宿区高田馬場 4-2-31 瀬古ビル

TEL 03-5389-6401 Fax03-5389-6403

